

インボイス開始後「飲食費5,000円基準」と「受領保存」について

飲食費 5,000円基準に注意

- ⑤ 税務上の交際費から除かれる一人当たり5,000円以下の接待飲食費について
税抜き経理を採用している事業者は10月1日以降、5,000円基準の判定に一層の注意を要します。
- ⑥ 交際費課税に係る改正はございません。
従来通り、5,000円以下か否かの判定は経理方式により異なり、税込経理の場合は税込金額、税抜経理の場合は税抜金額で判断します。
- ⑦ インボイス制度開始後も5,000円基準に変更はございません。
ただ、税抜き経理を採用する事業者の場合は、インボイス発行事業者ではない店で飲食等を行ったときは仕入税額控除の対象外となる部分を本体価格に含めなければなりません。
ということは経過措置期間は単純に5,000円で判断ということではないため注意が必要です。

<経過措置期間>

・令和5年10月1日～令和8年9月30日

仕入税額相当額の80%仕入税額控除対象→20%対象外（本体価格に含める）

下記「表」参考

覚えておくとい価格 税込価格 5,393円 税抜価格 4,902円

・令和8年10月1日～令和11年9月30日

仕入税額相当額の50%仕入税額控除対象→50%対象外（本体価格に含める）

下記「表」参考

覚えておくとい価格 税込価格 5,239円 税抜価格 4,762円

【表】インボイス発行事業者でない飲食店で店内飲食を行った場合の5,000円基準のボーダー（1円未満の端数切捨てを前提）

	①税込相当額	②税抜相当額 (①×100/110)	③消費税相当額 (②×10%)	④ ③のうち控除対象外の金額 (③-(③×⑥))	⑤計上額 (②+④)	⑥経過措置割合※
令和5年10月1日～ 令和8年9月30日	5,393円	4,902円	490円	98円	5,000円	80%
令和8年10月1日～ 令和11年9月30日	5,239円	4,762円	476円	238円	5,000円	50%
令和11年10月1日～	5,000円	4,545円	454円	454円	5,000円	なし

※経過措置により仕入税額相当額の80%又は50%を仕入税額控除の対象にできる。

⑤ 受領したインボイスは保存する必要がありますか？

売手から受領したインボイスは保存が必要です。

インボイス制度では、売手の登録番号等の記載事項が記載されたインボイス、及び一定の事項が記載された帳簿の保存が仕入税額控除の要件とされているためです。

ただし、インボイスの交付を受けることが困難であるなどの理由により「従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）」など一定の取引は一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。

また、令和11年9月30日まで、基準期間（前々事業年度）の課税売上高が1億円以下等の事業者は、税込1万円未満の取引について、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除を適用できます。（2023年8月号 参照）

⑥ 電子インボイスはどのように保存する必要がありますか？

電子インボイスを受領した場合、電帳法の要件を満たす形で、電子データで保存します。

もしくは、電子インボイスのデータを整然かつ明瞭な状態で出力して書面で保存することも認められます。

⑦ いつからインボイスの保存が必要ですか？

原則として、売手の課税売上の計上時期が令和5年10月1日以後となる取引から、買手は仕入税額控除の適用を受けるためにインボイスの保存が必要となります。

⑧ 受領したインボイスに誤りがあった場合はどう対応しますか？

受領したインボイスの記載事項に誤りがあった場合、インボイス発行事業者から修正したインボイスの交付を受けて保存をする必要があります。

受領したインボイスを自ら追記や修正することはできません。

⑨ 事務所の家賃には領収書等が交付されませんが、どのように対応しますか？

インボイスの記載事項の一部が記載された「不動産賃貸借契約書」とともに、口座振替に係る銀行口座の「通帳」を併せて保存することで、仕入税額控除を受けることができます。

また、口座振込により家賃を支払う場合、インボイスの記載事項の一部が記載された「不動産賃貸借契約書」とともに、銀行が発行した「振込金受取書」を保存することにより仕入税額控除を適用できます。

⑩ 水道光熱費など検診等に一定期間を要し、支払対価の額がその課税期間中に確定しない場合は見積額で仕入税額控除を行うことはできますか？

電気・ガス・水道水の供給のようなインボイス発行事業者から継続して行われる取引については、見積額が記載されたインボイスや仕入明細書等の保存がなくとも、その後、金額が確定したときに交付されるインボイスを保存することを条件に、課税期間の末日の現況により適正に見積もった金額で、仕入税額控除が認められます。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。